

[事案 26-147] 転換契約無効請求

・平成 27 年 4 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時（契約の一部を転換する契約）の募集人による説明が不十分であったことを理由に、契約の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 8 月に契約の一部転換によって、既契約の終身保険の保険金額を 1,200 万円から 600 万円に減額し、新たに終身医療保険に加入したが、終身医療保険では①転換前契約の予定利率は 5.5%であったのに、1.65%になること、②死亡保障 1,010 万円のうち 1,000 万円は終身保障ではなく、10 年の更新型で、貯蓄性がないこと、③解約返還金の返還率が下がることといった、本契約転換による不利益について説明がなく、損害を受けたので損害を賠償してほしい。または、転換後契約の保障内容に誤解があったので、本契約転換を無効として、転換前契約に復旧してほしい。

<保険会社の主張>

本契約転換にあたっての説明に不備はなく、申立人が錯誤に陥ったとは考えにくいので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、契約転換時の募集人の説明に不十分な点があったか否かを把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換の際、申立人が不利益と主張する点について募集人が説明をしなかったこと、または募集人に説明義務違反があったことが認められず、また申立人が錯誤に陥っていたとしても申立人に重大な過失がなかったということはいえず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。

<参考>

○転換の際、募集人に説明義務違反があったことや、申立人が錯誤に陥っていたとしても無効が認められない理由は、以下のとおり。

(1) 説明義務違反について

説明義務違反を理由とする損害賠償の請求が認められない理由は以下のとおり。

①設計書による説明

本件においては、保障設計書が使用されたと認められ、募集人は、申立人に対し、保障設計書に則した説明を行なったものと推認でき、この推認を否定するような特段の事情は見当たらない。

②予定利率の説明

募集人は予定利率の変更について口頭で説明したと述べ、申立人は予定利率について口頭で説明されたか否かわからないと述べているが、予定利率は、保険料の算出利率である

ので契約判断上の重要事項といえず、書面で説明すれば足りる事項といえるので、仮に口頭での説明がなかったとしても説明義務違反とまではいえない。

③死亡保障の説明

保障設計書には、死亡保障の一部は定期保険特約で10年更新であることと更新時における保障見直しプランが記載されていることから、募集人は記載に則した説明をしたものと推認でき、申立人は、更新時に保険料が上がることや保障内容を見直すことができる旨の説明を受けたと述べているので、募集人は死亡保障の内容について説明したものと考えられる。

④解約返還金の返還率の説明

重要事項説明書に解約返還金額表が記載されており、募集人は解約返還金額を説明した旨を述べている。一方、申立人は解約返還金について関心がなかったと述べており、説明について明確な記憶もないことからすると、解約返還金についての説明は、返還金額の説明で足りるといえる。

(2) 錯誤無効について

本契約転換による不利益について申立人に誤解があったとすれば、申立人に錯誤があったということになるが、申立人の錯誤無効の主張が認められない理由は、以下のとおり。

本件の募集は数回なされたため申立人が検討する機会は十分にあり、申込前に交付された保障設計書から予定利率や転換後契約の内容について理解することは容易であったといえ、募集人の説明状況から本契約転換前後における保障内容の違いを理解するのが困難であったとは認められないことなどから、「不利益」とするいずれの点についても容易に理解できたといえるため、申立人は錯誤に陥ったことについて重大な過失があったといわざるを得ないので、錯誤無効の主張を認めることはできない。